

BCP（事業継続）サイト利用約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、災害時及び障害時において当社の事業継続を目的として、お客様に提供するBCP（事業継続）サイト（以下、「BCPサイト」といいます。）の利用について、お客様と三菱UFJ eスマート証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（「BCPサイト」の利用）

お客様は、この約款に基づいて「BCPサイト」がご利用いただけます。

第3条（「BCPサイト」の提供）

「BCPサイト」の利用機会の提供は、当社の判断により行われます。

本サイトは、お客様の注文機会の損失を回避する目的で災害時及び障害時の事業継続を原則として運営いたしますが、当社が抱えるリスク量が当社自身の事業リスク（自己資本の大幅な毀損等）に抵触すると判断した場合には「BCPサイト」の利用を制限させていただくこともございます。

第4条（発注の方法）

「BCPサイト」への注文受付は、受付画面に記載される方法とします。

第5条（再発注の実施）

災害や障害等が発生した当日に東京システムセンターが回復した場合、「BCPサイト」で受付けた注文をお客様が、東京システムセンターに再発注頂く必要があります。

再発注の際は画面上の案内に従い当日中に発注依頼を実施ください。

当日中に「再発注」が確認出来ない注文は、当社側で「再発注」を実施いたしますので予めご承諾ください。

第6条（注文の取消し）

「BCPサイト」の注文取消しは、市場価格の精査（取消し時刻における約定成立判定）対象となりますので、既に約定済みである注文と判断した場合「取消し間に合わず」として約定処理される場合も発生します。

ただし、再発注を確認した場合には、当初約定すべき価格との比較で次条に定める「原状回復」の対象となります。

第7条（サービス品質保証：原状回復）

前第4条で受付けた注文は当社SLA（サービス品質保証）規程に基づき原状回復措置を図ります。ただし、法令諸規則等で定める注文の要素の欠如やSLA（サービス品質保証）規

程第5条に定める免責事項に抵触する場合には保証対象となりません。

また、同一形態の注文が複数ある場合には、原状回復の対象注文は時間優先（再発注後）とします。

（注文の要素の欠如例）

- ・ 単元未満株を含む株数を指定する注文の場合（1,000株単位を1,015株の注文等）。
- ・ 明らかに損失補填となる、または両建取引や両建取引にみなされる注文の場合。

第8条（約款の変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときには民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第9条（その他）

1. 記載事項以外の事象は、当社「オンライン・トレード取扱規定」等に従います。
2. 大規模災害等の場合には、金融商品取引所規則他の超越的措置（市場閉鎖措置等まで発動を想定するケース）により注文自体の受付が無効となる場合もございます。

（2008年7月制定）

（2019年12月改訂）

（2025年2月改訂）

（2025年5月改訂）